

～自立に向けて取り組む方の住居費を支援します～ 熊本市ひとり親家庭 住宅支援資金貸付のご案内

1 事業の目的

就労による自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸付けることにより、自立促進を図ることが目的です。

2 貸付対象者

熊本市に住所を有するひとり親家庭の親であって、児童扶養手当の支給を受けており、熊本市が実施する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」により母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方のうち、ご自分の名義で契約を結んだ賃貸住宅に住んでいる方。また、現在、生活保護を受給中、申請中ではない方。

※上記に当てはまる場合でも、以前にこの貸付を受けた方は対象外です。

3 貸付額と利子

(1) 貸付額について

1か月あたりの家賃実費（管理費及び共益費等は除く）×12か月以内

※上限額は、月額40,000円×12か月＝480,000円です。

※住居確保給付金等、他の制度による支援を受けている場合、差額が上限です。

例) 家賃実費 60,000円で、住居確保給付金 37,000円を受けている場合
⇒差額の 23,000円が月額の上限です。

(2) 利子について

基本は無利子です。ただし、返還債務の履行期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

4 申請方法

次の書類を熊本市社会福祉協議会に提出してください。

- ①住宅支援資金貸付申請書（様式第1号の2）
 - ②母子・父子自立支援プログラム策定申込書（写し）
 - ③住宅支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号の2）
 - ④世帯全員の記載のある住民票（個人番号の記載は不要）
 - ⑤他の制度で家賃の給付を受けている場合は、その金額がわかるもの
 - ⑥1か月あたりの家賃実費が分かるもの（賃貸借契約書の写しなど）
- ※連帯保証人は不要ですが、未成年者は法定代理人の同意書が必要です

5 貸付の決定

提出いただいた申請書類を審査し、決定又は不承認について申請者あてに通知します。
貸付決定者は、**借用書及び銀行口座振込依頼書、印鑑登録証明書**を提出いただきます。

6 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後に提出された借用書、銀行口座振込依頼書等に基づき、原則として**偶数月の月末に2か月分**を指定口座に振込みます。

※月末が金融機関の休業日の場合は、その**前営業日**に振込みます

7 申請受付期間

令和4年3月1日（火）から**随時受付**

※奇数月の末日までの申請で、翌偶数月の末日に振込みを行います。

8 返還債務の免除

次の場合は、**貸付金の返還が全額免除**されます。

- (1) 現に就業していない方が、**貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間引き続き就業を継続したとき**
- (2) 現に就業している方が、貸付を受けた日から**1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき**
- (3) (1)・(2)の就業期間中に、**業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続することができなくなったとき**

※**就業は1週間あたりの平均勤務時間が20時間以上**であることが条件です

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、就業期間には算入しませんが、申請により履行猶予期間を延長できます

★注意★

貸付契約が解除されたときや、貸付終了後1年以内に就業・転職等をしなかったときなど、資金貸付による目的を達成する見込みがなくなった場合には、貸付金を返還していただきます。

○申込み・問合せ先○

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 生活支援部 総合相談センター
〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4番27号
電話：096-288-2742 FAX：096-359-1800